

第八十九号議案

東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「東京都清瀬喜望園、」を削る。

第六条第一項第一号イ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

別表障害者支援施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

都立施設改革に伴い、東京都清瀬喜望園を社会福祉法人に移譲するため廃止するほか、規定を整備する必要がある。